

規制改革WGヒアリング 質問事項に対する回答

平成17年10月21日

経済産業省産業技術環境局

1．国内における循環型社会形成に向けた取組について

貴省は、3 R（スリーアール）を中心に、循環型社会形成に向けたビジョンを示されておりますが、循環可能物を循環させるシステム形成に向けた考え方、及び、発生抑制・排出抑制に対する取組についてご教示頂きたい。

（回答）

1．循環可能物を循環させるシステム形成に向けた考え方

- (1) 経済産業省における循環型社会形成に向けた取組については、我が国においては法律に基づくリサイクル制度が創設される以前から、ビール瓶、飲料用缶、古紙、古着、くず鉄等が、民間独自の回収・リサイクルシステムにより循環資源として利用されてきた実態を踏まえ、制度設計に際しては、社会的効率性の観点から、対象となる製品や業種毎の特性に応じた対応を図ることとし、民間の独自性や自律性を尊重した制度の構築を基本として進めてきている。
- (2) 具体的には、産業構造審議会廃棄物処理・リサイクルガイドラインを通じた事業者による自主的取組の促進と、資源有効利用促進法や個別リサイクル法に基づく各種の法的枠組みの整備の組み合わせにより、これまで取組を推進してきたところ。特に、自主回収が行われているものの、実効性や負担の公平性の確保等が十分でない場合（パソコン、二次電池）には、資源有効利用促進法に基づく枠組み的規制を活用し、民間の自主性に委ねた場合にリサイクルが円滑に行われない場合（容器包装、家電、自動車）については、関係者の役割分担に伴う権利・義務を個別法において詳細に設定する直接的な規制により対応してきている。
- (3) こうした取組を通じて、例えば家電製品の分野では年間1000万台を超える量が回収・リサイクルされ、再生資源を再び同じ製品群に使用するという資源の自己循環による有効利用も進展しつつあり、今後は、回収・リサイクル量の大小という「量」の観点からではなく、再生された資源の質や価格といった「質」の観点からの対応が今後重要と考えられる。産業構造審議会においては、かかる観点から、循環型社会形成を加速するためには、このような「質」の向上の観点から、製品のライフサイクルにおける各段階（調達、生産、流通販売、消費・購買、排出・回収、リユース・リサイクル）において、関係する主体が製品の環境配慮情報を活用して連携を図ることが可能な経済システムに変革していくことが重要との考え方が示されている。そして、製造事業者における「グリーン・マニファクチャリング」を促進し、それを消費者（グリーン・コンシューマー）や市場（グリーン・マーケット）が評価する形で経済システムに環境配慮対応を組み込むという「グリーン・プロダクト・チェーン」の重要性が指摘されている。

- (4) さらに、現在産業構造審議会にて審議が進められている容器包装のリサイクル制度の見直しにおいても、質の向上を図るためには、消費者による分別排出というリサイクルに向けた最上流の段階から、使用済容器包装を再生資源の原料として捉え、品質向上に取り組む仕組みを構築すべきであり、各主体が資源の品質向上に取り組みつつ、相互の連携に努めるサプライチェーン管理の考え方が重要との指摘が中間取りまとめにおいてなされている。
- (5) 上記の考え方は、環境配慮の措置を単に廃棄物政策や環境規制の観点から捉えるのではなく、資源政策・製品政策の観点から捉えるものであり、他の製品等への適用を引き続き検討して参りたい。

2. 発生抑制・排出抑制に対する取組

- (1) リデュース・リユースに関する取組については、平成11年7月の産業構造審議会「循環経済ビジョン」を踏まえ、平成12年に制定された資源有効利用促進法に基づき、従来のリサイクルと併せて3Rを総合的に進めることとされた。具体的には、特定省資源業種、指定再利用促進製品等の制度を通じて対策を講じることとしており、指定された製品や業種に対して、使用済み物品等の発生抑制や再生部品の利用促進等に関して事業者が取り組むべき内容を、判断の基準となるべき事項として定め、その遵守を義務づけている。
- (2) 例えば、原材料の使用の合理化等を求める指定省資源化製品については、これまでに19品目が、再生部品の利用促進等を求める指定再利用促進製品については、50品目が指定されている。今後、天然資源消費量、廃棄物発生量、環境負荷の最小化を目指していく観点からは、製品のライフサイクルを考慮した対策を講じることが必要であり、チェーンの上流である設計・製造段階での環境配慮設計がますます重要になると考えていることから、引き続きこうした制度の活用を図って参りたい。

２．海外も含めた（アジア中心）循環型社会形成に向けた取組について

「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現に向けて」の中で、アジアにおける循環型社会形成に向けての日本のイニシアティブについて貴省の考え方を以下のポイントからご教示頂きたい。

- ・ アジア各国で処理困難なものであって、日本で対応可能なものについての受入体制について（トレーサビリティを確保するための要件や、具体的手法等について）
- ・ バーゼル条約の運用実態・動向
- ・ 日本のリサイクル産業の技術レベルと取組

（回答）

１．バーゼル条約対象品目の我が国への輸入について

- (1) 近年、アジア各国においては、急速な経済成長を背景として、廃棄物等の適正処理・リサイクルへの関心は高まっているものの、高度な技術を伴わない小規模なリサイクルによってむしろ環境汚染が引き起こされかねない状況にある。例えば、中国においては、低廉な人件費を利用した手作業による解体・選別が行われており、廃電線リサイクルにおける被覆と銅線の分離などが行われている一方で、廃基板等の高度な処理・リサイクルが必要な物品に関して、十分な環境保全技術を伴わないリサイクルによって環境汚染が引き起こされているという例も報告されている。
- (2) しかしながら、バーゼル条約で規制される有害廃棄物の輸出入は、プラスチックくず、鉄くず、銅くず等の循環資源の輸出入と比較すると、限定的な数量しか輸出入されてない。我が国ではアセアン諸国やOECD加盟国から、含銀・銅スラッジや鉛くず、電子部品くず等バーゼル条約対象品目を輸入しており、その量は年間約800トンないし約8,700トンとなっている。
- (3) 一方、現在、国内のリサイクル産業には従来からの廃棄物等処理産業に加えて、セメント業、非鉄金属産業、鉄鋼業、化学工業等異業種からの参入も活発に行われており、従来から蓄積されてきた技術に加え、素材産業や製造業の技術を駆使した高度なリサイクルが行われている。例えば、一部の非鉄金属企業においては、鉱石からの有用金属分離の技術を活用し、廃基板等の原料から鉱石原料と同品質の金属を生産する事業を行うとともに、排ガス処理や排水処理に関して蓄積されてきた技術を活用し、処理困難な廃棄物等の無害化、適正処理にも貢献している。
- (4) このような状況の中で、アジア循環型経済社会圏の構築を目指すためには、

まずは、各国単位の循環型経済社会の構築に向けて取り組む必要があるが、同時に、個別の取組では有効利用を図ることができない循環資源については、適正なアジア域内資源循環システムを構築していくという視点が必要である。こうした処理困難な廃棄物等であって我が国で対応可能なものについては、アジア域内全体での資源有効利用の観点からも、また、アジア域内の環境汚染防止の観点からも、我が国として積極的に受け入れることを検討すべきと考えられる。

- (5) また、域内の高度な資源循環ネットワークを構築するに当たっては、廃棄物等の適正処理やトレーサビリティを確保する必要があるとあり、各国内での一定程度の循環型経済社会の構築が前提となる。ただし、各国における発展段階の相違を考慮すれば、これらの取組については段階的に進めることが必要であり、今後、各国が相互に協力しつつ、各国内での取組を充実させることが重要と考えている。

2．バーゼル条約の運用実態・動向

バーゼル条約については、条約上、締約国で独自の国内法を定める場合や、越境移動の規制がかかる物品リストの解釈の違いから、各国間で判断の違いが生じることがある。このため、ある国でバーゼル条約上問題がないとの判断が下された廃棄物等についても、相手国側の判断によってはバーゼル条約上の有害廃棄物等であると判断され、越境移動の許可が下りないケースもある。

また、アジア各国から我が国に対して有害廃棄物等を持ち込む場合に関して、輸出元であるアジア各国におけるバーゼル当局の判断を得るまでに時間がかかるケースがあるといった指摘や、バーゼル条約上の手続については、国によっては企業が当局向けに説明資料を準備することの負担も大きく、結果的に手続きに多大な時間と労力がかかるケースがあるといった指摘もなされている。

アジア域内における資源循環ネットワークの構築を進めるに当たっては、これらの課題を解決していく必要があるとあり、各国との情報交換によって情報共有を進め、各国における制度の整合性を確保していくことも重要になると考えている。